

## 第6章 計画の推進

### (1) 点検診断の継続的实施

施設を長く健全に使用するためには、予防保全の考え方に基づく計画的な維持管理が欠かせません。そのためには、施設の状態を正確に把握した上で、状態に見合った対策を適宜、調整しながら、実施していく必要があります。施設管理者は、日常の点検診断を中心とした施設実態の把握に努め、必要な修繕・改修等の計画から工事の実施までその責任において実行し、施設の健全な維持運営を図る必要があります。このため、本計画策定後も、施設管理者において劣化状況調査を年1回以上実施するものとし、施設の計画的な修繕・改修等の実施に役立てることとします。

### (2) 情報基盤の整備と活用

公共施設に関する各種情報の共有・活用のために、保全データベースの整備・活用とマネジメントシステムの運用について検討します。また、これらの情報基盤を活用するためにも、日常点検の統一的な実施の仕組みづくりや、利用・コスト等のマネジメント情報の収集・蓄積・活用などを推進していきます。

### (3) 推進体制の整備

市では、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を中心として、公共施設の整備等に関する全庁的な情報共有を進めるとともに、施設の整備・再編に係る意思決定を行っています。

本市においては、今後、計画期間内においても、(仮称)防災食育センターの新設や学校施設の更新、庁舎の移設、(仮称)生涯学習センターの検討など大きな事業が控えています。市の施設全般に及ぼす影響も大きいことから、全庁的な情報共有と認識共有を徹底して早急・確実な老朽化対策を遂行するとともに、施設総量及び配置の適正化並びに更新費用の抑制に向けた対策を全庁体制で推進します。

### (4) 計画のフォローアップ

令和3年度には総合管理計画の改訂が予定されており、改訂に当たっては公共施設等(インフラ施設を含む。)の更新費用の見通しを整理します。したがって、総合管理計画の改訂結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しも行い、市全体としての更新費用の抑制を目指すとともに、施設の安全性や利便性を維持・確保するために、適切な保全を着実に実施していきます。

保全の工程表の進捗状況については、実施状況を毎年確認して評価し、適宜必要な修正を加えるものとしします。